資料編

1. 京丹波町男女共同参画推進委員会

・京丹波町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 18 年 9 月 1 日 告示第 55 号

(設置)

第1条 男女共同参画社会をめざす総合的施策の推進に関する京丹波町男女共同参画計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、幅広く意見等を求め、その計画を円滑に推進するため、京丹波町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定において、必要な事項を調査及び審議し、提言を行うものとする。

2 委員会は、計画を円滑に推進し、男女共同参画社会をめざすため、その施策等について意見等を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町の区域内の団体が推薦する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他、町長が適当と認める者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第5条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (意見等の聴取)
- 第6条 会長は、第2条の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画推進担当課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。 附 則

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

・京丹波町男女共同参画推進委員会委員名簿

(委嘱期間: 平成 28 年8月 18 日から平成 30 年8月 17 日まで)

委員長等	氏名	役職等
	森田 幸子	京丹波町議会議員
会長	藤田 道子	京丹波町教育委員会委員
	堀川 好	京丹波町人権擁護委員
	石田美恵	京丹波町民生児童委員協議会
	湊 嘉秀	京丹波町区長会
	森田 保	京丹波町農業委員会
副会長	山内和代	京丹波町きらりネットワークの会
	松井 美幸	京丹波町国際交流協会
	澤田清	京丹波町PTA連絡協議会
	岸根 明美	クロイ電機株式会社

(敬称略)

・京丹波町男女共同参画計画策定経過

開催年月日		内容		
平成 28 年8月 18 日 (木)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第1回会議)	・委嘱状交付、会長等の選出 ・「男女共同参画」について ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について ①全体スケジュールについて ②アンケート調査の実施について(調査票案)		
平成 28 年 9月 16 日 (金)		らゆる分野で活躍できる社会をめざす住民アンケート		
~平成 28 年 10 月 4 日(火)	調査」の実施	・委嘱状交付、会長等の選出 ・「男女共同参画」について ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について ①全体スケジュールについて ②アンケート調査の実施について(調査票案) らゆる分野で活躍できる社会をめざす住民アンケート ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について ①アンケート調査の実施について(回収件数等) ②ワークショップの結果について ③団体懇談会の結果について ・「第1次計画」の評価について ・「第1次計画」の評価について ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について ①アンケート調査の結果について ②課題の取りまとめについて ③計画骨子案について ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について ①計画素案について ②数値目標について ③住民アンケート調査結果報告書について ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について ①計画素案について ③がブリックコメントについて の実施 ・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について		
平成 28 年 10 月 21 日(金)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第2回会議)	①アンケート調査の実施について(回収件数等) ②ワークショップの結果について ③団体懇談会の結果について		
平成 28 年 11 月 17 日(木)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第3回会議)	①アンケート調査の結果について(概要・速報)②課題の取りまとめについて		
平成 28 年 12 月 19 日(月)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第4回会議)	①計画素案について ②数値目標について		
平成 29 年2月2日(木)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第5回会議)	①計画素案について ②数値目標について		
平成 29 年2月 16 日 (木) ~平成 29 年3月2日 (木)	パブリックコメントの実施			
平成 29 年3月 10 日(金)	京丹波町男女共同参画推進委員会(第6回会議)	・「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定について ①パブリックコメント(結果)について ②パブリックコメント意見に対する「考え方」公表 (案)について		

2. 計画の策定体制について

・住民アンケート調査結果

①調査の概要

[目的]

〇本アンケート調査は、「京丹波町第2次男女共同参画計画」策定に向けて、町民のまちづくりに対するニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施したものです。

[調査の対象者と配布数]

調査名	調査対象	配布数	回収数	回収率	内有効 回答票
	京丹波町にお住まいの 18歳以上の方(抽出基 準:平成 28 年9月1 日)を無作為に抽出	3,000票	1,041 票	34.7%	1,023票

[調査期間]

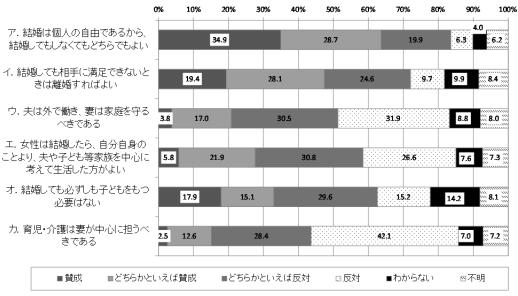
〇平成 28 年9月 16 日~平成 28 年 10 月4日

2調査結果

[男女共同参画に関する意識や慣行]

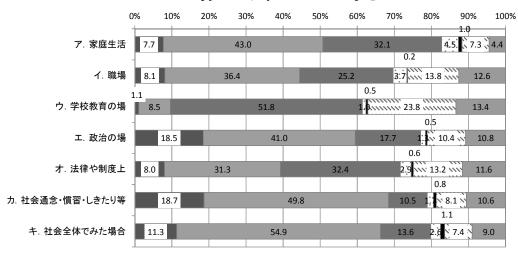
- ○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについては『反対』と回答した 人は6割以上となり、平成 18 年度に実施した前回調査の 47.7%に比べ増加しており、 一定の意識の変化がみられます。
- 〇一方、家庭や職場、政治の場などにおける男女平等に関する意識は『男性優遇』と感じている人が多いことや、家庭における家事の大半を女性が担っている状況は前回調査から大きな変化がみられず、依然として男女の固定的性別役割分担意識は地域に深く根付いているものと思われます。
- 〇男女共同参画社会の実現に向けて最も重要だと思うことについても、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も多くなっています。
- ○固定的性別役割分担意識は小さい頃から知らず知らずのうちに身に付いているものであ り、短期間で解消するのは難しい問題といえます。今後も周知・啓発活動を継続して推進 するとともに、話しあいの場の創出など意識変革のきっかけづくりが求められます。

結婚、離婚、家庭についての考え



n=1.023

男女の平等についての考え



■男性の方が非常に優遇されている

■どちらかといえば男性の方が優遇されている

■平等

□どちらかといえば女性の方が優遇されている

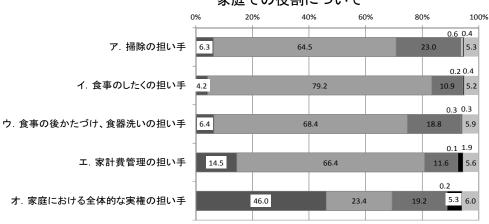
■女性の方が非常に優遇されている

□わからない

■不明

n=1,023

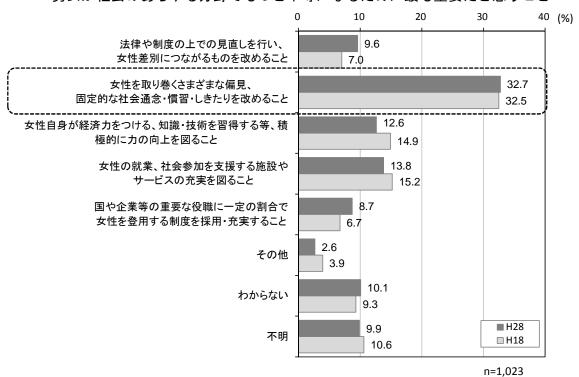
家庭での役割について



■家族内の男性 ■家庭内の女性 ■家族全員 □家族以外 ■わからない ■不明

n=1,023

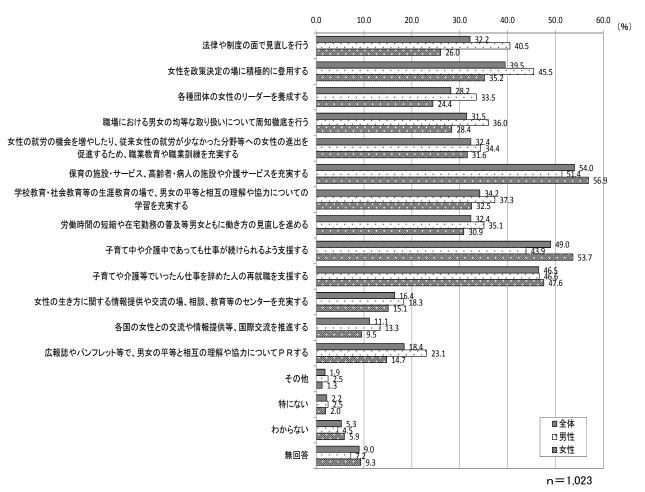
男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要だと思うこと



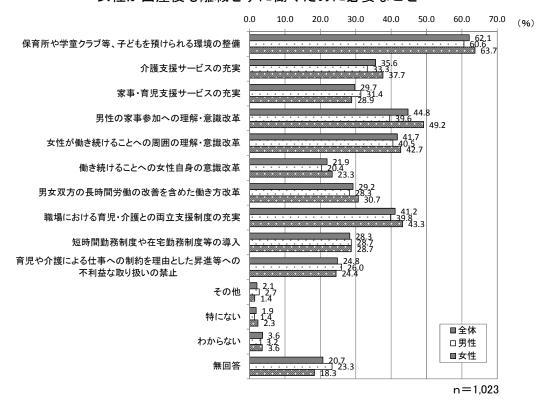
[仕事と家庭生活の両立について]

- 〇男女共同参画社会形成のために行政が力を入れるべきことについては「保育の施設・サービス、高齢者・病人の施設や介護サービスを充実する」が最も多く、次いで「子育て中や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」となっています。さらに、女性が出産後も離職せずに働くために必要なことについては「保育所や学童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備」が最も多くなっていることからも、男女がともに活躍できる社会の形成を推進するうえで、子育て・介護へのサポート体制の充実は欠かせない要素といえます。
- 〇現状として、家事や育児の従事時間は平日、休日ともに女性が多くなっている一方、平日の労働時間については男性が多く、40代の男性では約5人に1人が一日「12時間以上」働いていると回答しています。
- ○女性の社会参加を促進するためには、女性が現状として多くを担っている家事や育児などの負担軽減に向けた、育児・介護サービスの充実とともに、男性の家事や育児などへの積極的な参画促進を図るため、長時間労働の是正などワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進も必要とされます。

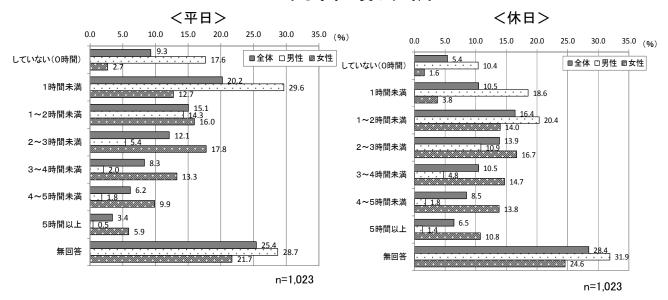
男女共同参画社会の形成のために行政が力を入れるべきこと



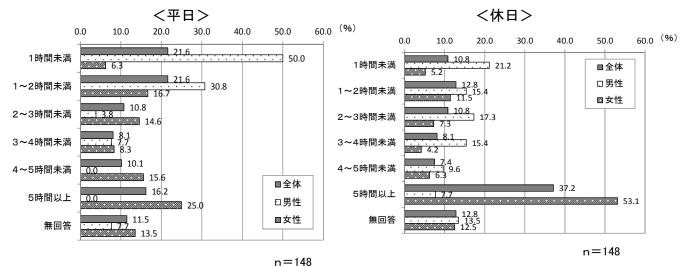
女性が出産後も離職せずに働くために必要なこと



一日のうち家事に費やす時間



一日のうち育児に費やす時間



平日の一日のうち平均で仕事に費やす時間

						-) - ## d- 1.mb	88			
	()			の一日のうち					4 0 PA BB DA 1	Aver I tota
	上段:人	合計							12時間以上	無回答
	下段:%			未満	未満	未満	未満	未満		
	全体	589	13	35	58	143	192	60	23	C.F
	至14	100.0	2. 2	5, 9	9.8	24. 3	32.6		3.9	
	男性-20歳未満	100.0	2.2	0.9	9. 0	24. 3	32.0	10. 2	3.9	11.0
	为1生-20成不何	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	男性-20代	100.0	0.0	0.0	100.0	2	5.0	0.0	0.0	0.0
	力1生-201人	100.0	0.0	0.0	0.0	20. 0	50.0	0.0	20.0	10.0
	男性-30代	32	0.0	0.0	0.0	4	13		20.0	10.0
	力圧 501人	100.0	0.0	3.1	3.1	12. 5	40.6	37. 5	0.0	3. 1
男	男性-40代	53	1	0.1	0.1	7	23	10	10	
性	7) IT 4010	100.0	1. 9	0.0	0.0	13. 2	43. 4	18. 9	18. 9	3. 8
1.1.	男性-50代	64	2	1	0.0	10.2				6.6
	77 IL 0014	100.0	3. 1	1.6	0.0	15. 6	37.5		7.8	9. 4
	男性-60代	81	2	7	10	25	22	3	0	12
	27 III 00 V	100. 0	2. 5	8. 6	12. 3	30. 9	27. 2	3. 7	0.0	14. 8
	男性-70歳以上	61	3	10	6	9	5		1	27
		100.0	4.9	16. 4	9.8	14.8	8.2	0.0	1.6	44. 3
	女性-20歳未満	1	0	0	0	1	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性-20代	26	0	1	1	7	13	2	1	1
		100.0	0.0	3.8	3.8	26. 9	50.0	7.7	3.8	3.8
	女性-30代	36	1	1	4	13	12	2	0	3
		100.0	2.8	2.8	11.1	36. 1	33. 3	5. 6	0.0	8.3
女	女性-40代	61	1	2	5	19	24	6	2	2
性		100.0	1.6	3. 3	8. 2	31. 1	39. 3	9.8	3.3	3. 3
	女性-50代	90	1	6	16	21	34	8	2	
		100.0	1.1	6. 7	17.8	23. 3	37.8	8.9	2.2	2. 2
	女性-60代	55	2	4	13	20	14		0	
		100.0	3.6	7. 3	23. 6	36. 4	25. 5	1.8	0.0	1.8
	女性-70歳以上	14	0	2	0	4	1	0	0	7
		100.0	0.0	14. 3	0.0	28. 6	7.1	0.0	0.0	50.0

[暴力の根絶について]

ストーカー

リベンジ・ポルノ

わいせつな行為や性的暴力等

3.6 7.0

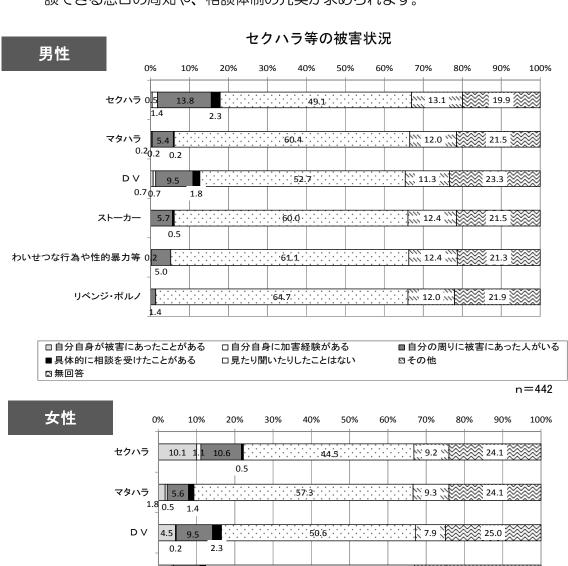
1.4

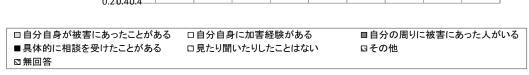
0.4

3.6

2.5 0.4

- ○セクハラやDV等について、自分又は周りの人が被害にあったと回答した人は全体の約3割となっています。
- ○そのうち、だれかに「相談した」と回答した人は全体の約2割にとどまっており、「相談 したかったが、相談しなかった(相談できなかった)」「相談しようと思わなかった」人が 約3割となっています。府や町では暴力や性犯罪などの様々な悩みに関する相談窓口を設 けていますが、その認知度はいずれも全体の1割に満たないのが現状です。
- ○「自分自身が被害にあった」と回答した人は女性の割合が多いことからも、特に女性に向けた様々な暴力の根絶に向けたより一層の取り組みの推進とともに、いざというときに相談できる窓口の周知や、相談体制の充実が求められます。





59.8

64.6

.....54.6......

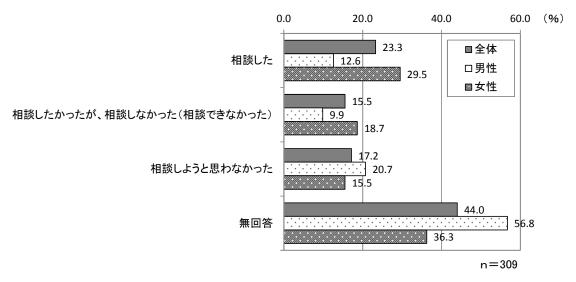
8.4 🗟

N 9.2 N

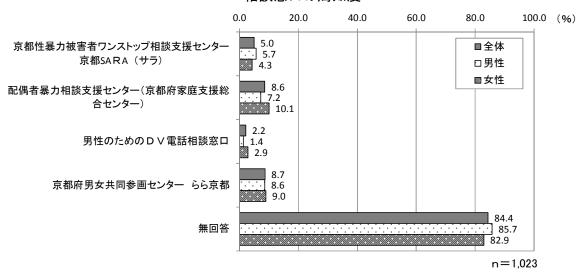
🗟 24.6 🞘

24.6

被害を相談したか



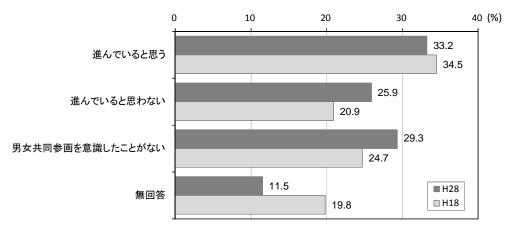
相談窓口の周知度



[周知・啓発活動について]

- ○「男女共同参画社会」という言葉の認知度は約6割となっており、前回調査の51.3%に 比べ増加している一方、男女共同参画が進んでいると思うかという設問について、「進ん でいると思う」と答えた人の割合に大きな変化はみられませんでした。
- 〇さらに注目したいのは、「男女共同参画を意識したことがない」と回答した人が前回調査 に比べやや増加しており、年齢が低いほど割合が高い傾向がみられることです。
- 〇男女共同参画は"難しいもの""自分には関係のないもの"ではなく、身近な家庭や職場、 地域等に係わる問題であり、女性だけでなく男性も含めたすべての人が対象になるものと して、身近な問題として捉えることができるよう、教育や学習機会の充実を図ることも重 要です。

男女共同参画が進んでいると思うか



n=1,023

			問23 男女共同参画が進んでいると思うか			
	上段:人	合計	進んでいる	進んでいる	男女共同参	無回答
	下段:%		と思う	と思わない	画を意識し	
					たことがな	
					ひゝ	
	全体	1023	340	265	300	118
		100.0	33. 2	25. 9	29. 3	11.5
	男性-20歳未満	2	0	2	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	男性-20代	18	5	4	9	0
	10000000 (10000000000000 (10000000000	100.0	27.8	22. 2	50.0	0.0
	男性-30代	34	10	8	13	3
		100.0	29. 4	23. 5	38. 2	8.8
男	男性-40代	54	16	18	19	1
性		100.0	29. 6	33. 3	35. 2	1. 9
	男性-50代	69	24	23	20	2
		100.0	34.8	33. 3	29. 0	2. 9
	男性-60代	111	45	28	26	12
		100.0	40. 5	25. 2	23. 4	10.8
	男性-70歳以上	152	72	25	25	30
		100.0	47. 4	16. 4	16. 4	19. 7
	女性-20歳未満	5	2	0	3	0
		100.0	40.0	0.0	60.0	0.0
	女性-20代	39	13	7	19	0
		100.0	33. 3	17. 9	48. 7	0.0
	女性-30代	50	12	22	13	3
		100.0	24. 0	44. 0	26. 0	6.0
女	女性-40代	74	18	21	32	3
性	1000000 10000000000 10000000000 100000000	100.0	24. 3	28. 4	43. 2	4.1
	女性-50代	102	34	34	33	1
		100.0	33. 3	33. 3	32. 4	1.0
	女性-60代	133	41	41	43	8
		100.0	30.8	30.8	32. 3	6.0
	女性-70歳以上	152	39	28	39	46
		100.0	25. 7	18. 4	25. 7	30. 3

・ワークショップのまとめ

1実施概要

[目的]

〇「京丹波町第2次男女共同参画推進計画」策定にあたり、男女共同参画を進めるうえでの 現状や問題点を把握するとともに、課題解決に向けて取り組むべきことを考える機会とす ることを目的に開催いたしました。

[グループ構成]

〇学校・保育所関係、国際交流関係、介護・子育て関係、消防団、女性団体、男女共同参画 推進委員会委員により、1 グループ6名構成の4グループに分かれて議論をして頂きました。(24名参加、うち男性9名、女性15名)

[日時・テーマ]

• 開催日時: 9月 15日(木) 19:30~21:10

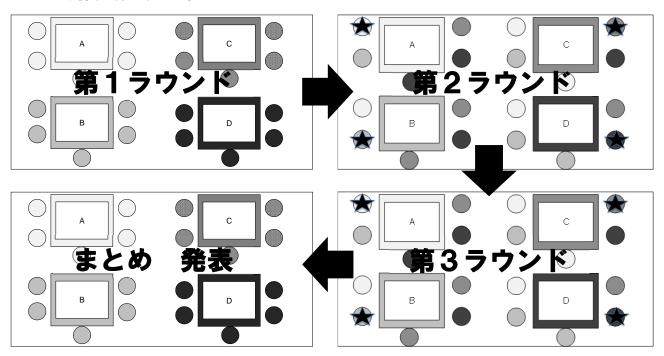
• 会場 : 中央公民館3階

•協議内容:テーマ1「日常生活において、どのような男女差があると思いますか。また、

何がその差をつくり出していると思いますか。」

テーマ2「その差を埋めるために、何が必要ですか。あなたは、何ができそうですか。」

○今回のワークショップは「ワールド・カフェ」方式として実施しました。約20分の話しあいを1ラウンドとして、ラウンドが終わるごとに1人がテーブルに残り、その他のメンバーは違うテーブルに移動します。メンバーを変えながら、第1・2ラウンドではテーマ1について、第3ラウンドはテーマ2について、意見を付箋に書き、模造紙に貼り付けながら、話しあいを進めて頂きました。最後に全員が元のテーブルに戻り、グループごとに発表を行いました。



②結果の総括

[家庭]

- ○家庭内においては、これまで女性中心だった役割の分担が必要との声が多く、自ら進んで 家事を行うという男性の意見や、家庭内の話しあい、意識の変革が必要といった声があが っています。
- 〇これまでの役割分担はなかなか変えられないという意見がある一方、家事をできることから始めている、若い人は男女分け隔てなく家事を行っているといった、意識の変化もみられます。

[地域]

- ○人権学習等、地域における周知の機会の創出が求められています。
- 〇伝統や文化を理由に、以前は男性しかいなかった場に女性が入れるようになる等、これまでも時代とともに少しずつ変化が生まれているようです。疑問に思ったことは口に出す、 行事に積極的に出席する等、変化のきっかけとなる女性の積極的な行動も必要とされています。

[教育]

〇小さい頃に根付いた意識はなかなか変えられない様子がみられ、「男のくせに」「女のくせ に」を無くしていくことや、子どもの教育の仕方が大切との声があがっています。

[仕事]

〇職場環境においては、男性が育児休業を取れるような条件を整える等、社会的システムの 整備が求められています。

[その他]

○しきたりとして女性がダメな事として、神事関係や相撲などの意見があがっています。

全体として、得手、不得手を男女で助けあいながら、"男""女"といった決めつけた思い込みを改めること、これまであたり前だと思っていたことも、おかしいと思うことは声をあげること、話しあいの場をもつこと等をきっかけに、「意識改革」が重要との声があがっています。

東丹波町男女共同参画計画ワークショップ 【 A グループ】

日常生活における男女種、差をつくり出す駅因

第1 ラウンド

- ・子育ては妻が中心であった
- 区の会議等には男が出る雰囲気がある
- 区長はいつも男
- ・地域の会議や代表者は家の男 (2)
- 小さい子に「男やろ」「男は泣くな」と言う、言われる
- 賃金を多く頂いている仕事をしている方が家事をしない
- 料理は妻(女性)が作る(今は早く帰った方が作るようにしている)(2)
- 男性の育体が取りにくい、育体の意味・内容に理解がない(2)

第2ラウンド

- 集会は男性が多い。役も当然男性が主になっている
- 男は家を継ぐ、女は嫁に出るというイメージが強い (2)
- 苗字は男性の苗字を継ぐ
- 区の道づくり等は男性が多いと、女性は男性に負けない位仕事をしても、何か女性だと引け目を感じる

昔のしきたりで女性は神事関係ではだめな事が多い (3)

枯の介護は長男の嫁が負担が多い

・女性の農業職員が少ない

差を埋めるために必要なこと、自分に出来ること

紙3セセンド

女性の消防団員が少ない 服の売り場が男女で広さが違う

昇格(こ男女差がある

- ・後片付け(料理を含めて)をがんばる
- 最近、区でもそういった学習会がなくなった。人権学習等をもっとすべき
- ・家事を少しずつしてもらうように仕向けていく
- 食事の支度もしてほしい

家事は女がして当然というような雰囲気がある

・管理職に女性が少ない

・パート=女性という感じにとれる (2)・「男のくせに」 女のくせに」 と云われる

- 家事の分担
- 家事を少しでもやる
- ・まずは家庭の中で、意識を自分から変える

北海

〇出来ることからやっていく、その努力をすることが大切である。高齢者のいる家庭においても、男性を鍛える必要があるのではないか。「女性は料理をするものだ」といった先入観ではなく、 自分の得意なことからやっていけるよう、家の中でも納得できる話しあいをして前進する必要がある。

[Bグループ] 東丹波町男女共同参画計画ワークショップ

日常生活における男女館、着をつくり出す原因

第1ルウンド

- ・戦場の管理戦の数
- ・光働や領金の社会的システム
 - · 数 (2)
- 女性のお茶入れ、そうじはあたりまえ
- ・男の仕事、女の仕事という従来からの意識
- 食卓に座る位置が男性の方が上座に座るのは、 今も昔も数わらない 呼がある
 - 補がか補給
- ・家園内での肉体光働
- ・男だから、女だからという言葉が良く出る ・自治会の役をするのは男性という考えが多い(2)
- ・地域の集会は男性が出るものと決めつけている(2)
 - · 子どもの 好校の BTA 出動
 - 砂板で乗り参加

第2シウンド

- 馬沙子(2)
- (球や文化を理由に「これは男」「これは女」という思い込みがある ・男女の差があるお祭りのときは男性のみ参加 育った環境による
- 別 込みで男しかやっていなかった

祭りは男中心、女性に対する「穢れ」意識? 今までの公割が担すなかなか変えられない

- ⇒人がいなくなって女も入れるようになった
 - ・介護を主に担当するのは女性が多い(長男の嫁?)
- ・昔差別がだったことは次の世代が少しずつ変えてきた。変えることも後ろめたく思わなくなってきた

着を埋めるために必要なこと、自分に出来ること

舞3ラウンド

男性が育休を取れるような条件を整える

常に自分の考えが正しいと思っている(男) 女性も男だからと思い込んでいる、問題に思っていない 男だからと育てられてきたことが家では変えられない

も数での 活動は 男性が 上

- 昔からのイメージにこだわらない
- →変えてもいいことなのかもしわない、 思い込んでいるだけで・・・ ・「おかしいな」「変だな」「なんだろう」と思う事は口に出してみる
- ・やってもらいたいことをお互い言ってみる

退職をお互いにして五分五分だと思うのに、家の中のことは全て

女の仕事と思っている

|家事に関わる時間 育児は関わる時間

男性の近畿時間

・男は仕事(外で働く)女は家庭(家事をする) ・家事をするのは女性という考えが多い

・物事を決める時の決定権

男性、女性の地位

女性もどんどんも数「事に出てきてほし、思」がある

男性も自分から進んで料理や家事を手伝うようにする

社会のシステム ⇒職を一旦離れたら戻れない 男性の意識、性差

時代と共に変わる

あえて変えたくない! ⇒それでいいのか? 現状でのドー

こだわらず口に出してみる

→きっかげ

歉 鈱

○かつては差別的、問題的だと感じたことも、自分たちで変えてきたという話も出る等、時代とともに良くなってきたこともある。外から入ってきた人の意識や、少子化等の時代の流れにより少 しずつ変わってきた。その中で今も変わらないものとして、一つは「男の意識、女の意識。例えば、地域の会合等に女性が出てきてほしいという思いがあっても、男性が出席し、女性は家の 片づけをするという現在の役割が担のままでは変わらない。今は困っていないことでも、変化のきっかけをつくることが必要ではないか。 2つめは、男性の育体こついて。現在の社会のシステ ムとして職場を一度離れると元に戻りにくいことや、男性の抵抗感、また根本的に女性しかできない事、男性にもできる事がある中で、歩み寄りは難しい問題だと思う。

[Cグループ] 京丹波町男女共同参画計画ワークショップ

日常生活における男女舗、着をつくり出す製因

第1ラウンド

・子どもの送却

男性が生計を立てる

・管理職の数 ・戦員の数

- ・日常の買い物
- うちのおじいちゃん日く「男子厨房こ入らず!」
- 子育ての半分以上は女性がする
 - 料理は奥さんがする
 - 親の面倒
- 農作業はほとんど主人に頼っています

・勘覧イベントへの参加 ・地域の役職(付き合い)

会議等の出役

・すもう

・消防団員の数

- ・地数に住む独居老人の数
- 趣味(編み物、料理、日曜大工)
- 家事はほとんど私がします、後片付けは気が向けば主人が自分の分だけしています

・生まれ育った環境

第2ラウンド

- ・パート=女性の感じととってしまう
- ・洗濯物はほとんど女性
- 現在は男性も進んで始めている

・育児休業は女性が取得するという無言の雰囲気がある

・悪作業

・育児は女性が主になるのは、いのでは

・昇格の男女差がある

- ・家計は女性がこぎっている

- 女の人も自分の考えやどうしたらよいかと意見を言うべきである(2)
- 「男性のくせ(ご「女性のくせ(ご を無くす
- ・出ていく場をつくる
- ・70~90 代が考える考え方が古い
- ·智慧森

着を掴めるために必要なこと、自分に出来ること

第3セセンド

- ・精製性を出す
- ・積極が近事への出席
- ・意識牧革が必要である
- 家庭の理解

联

鈱

とではないかという意見もあった。差を埋めるためには、男性は「男のくせに」「女のくせに」という考えを改めること、女性は積極性をもって自分の意見をいうといった意識牧革が最も大切 ○家庭内での親の面倒や子どもの世話は女性、職場内での管理的な立場には男性が多い、地域の会議の出席や役員は男性ばかりといった意見が課題としてあがった。女性は相撲の土徴こ上がわな い、トンネルの貴通式に女性は出席できない等、昔からの慣習についても意見があがった。その他に、介護はやり始めると男性が上手くやるかもしれない、育児は女性が主となるのは必要なこ という意見があがった。

東丹波町男女共同参画計画ワークショップ 【 Dグループ】

日常生活における男女様、着をつくり出す東因

第1ラウンド

- ・地域の行事での役割
- 仕事の関係で●●もでる事が多い
- 家から出た姉・弟が帰ると長男の嫁は大変、食事接待とか
 - 女性の家事の負担が共働きでも多い
- ・家事全体において差を感じる
- ・家事の事は全て女性がするということが定着している
- ・ なの小護
- ・介護は長男の嫁?そんなことがあたりまえになっている

第2セケンド

村の役

地域の会議等

- ・育児休業を男性がとることはほとんどない
- ・区の役に女の人に出てもらっているが世帯主ではないので・・・・育児休業を男性が取らないのは、出世に影響するから

若い人は家事を良く手伝う、男女分が隔てなく

- まだ世の中が理解しきれていない
- 幼児・乳児の病院受診の際は、ほとんど女性のように思う・学校の行事の参加

着を埋めるために必要なこと、自分に出来ること

第3セケンド

- 「昔から決まっている」、「そういうものだ」を変えていく
- 男女決めつけた思い込みをやめる(2)
- 女性の発言の機会をつくる
- ・「おかしいのでは?」と思うことは尋ねてみる (2)
- ・得手、不得手を打ち明けて男女助けあう
- ・若夫婦とは上・下で生活しているので、家事のことはほとんど私一人
- 男性の料理教室
- 男も料理が作れるよう(ご努力する
- ・意識改革が進んでいる、家族で話しあいをすること
- ・共働き 意識の変化がある
- ・みんなで自分の意見を言えるような家類こしたい
- ・子どもの教育の仕方
- ・残すほうが良い「差」もある、無くずほうが良い「差」もある
- 発言をためらわない
- 話しをする、話しあいを持つ

【常歌】

女性は 裏方といった差が出ている。育児については、共働きも増えており、男性の参加も増えている等、意識の変化がみられるという話があがった。家事についても、特に年配の二夫婦は、男性の家 〇「介護」「育児」「家事」「地域」という4つのカテゴリーに分けた。介護、育児、家事については、女性への比重が重くなっている,地域への参加については、男性が表に立っている、 事の参加が少ないようだが、料理教室に通うなど、自主的な行動が必要ではないか。地域の問題は、昔からの慣習でもおかしいと思うことは声を上げることが大切。 4つのカテゴリー共に、話しあいを行い、思っていることを伝え、意識を変えていくことが全体として必要なことだと思われる。

2所等の下づけ

・団体懇談会のまとめ

1実施概要

[目的]

○「京丹波町第2次男女共同参画推進計画」の施策の検討にあたり、京丹波町で活動する地域団体、企業を対象に、日頃の活動を通して感じている課題や、男女共同参画推進のための施策に必要だと思うこと等について、アンケート調査とともに、参加可能な団体・企業についてはヒアリング調査を実施いたしました。

[対象]

〇町内で活動、または町内に事務所のある22団体・企業を対象として実施。

[アンケート調査]

〇調査票配布期間:9月16日(金)~9月29日(木)

○回収:17団体 [ヒアリング調査]

〇開催日時:10月7日(金)13:30~15:40

[第一部 13:30~14:30/第二部 14:30~15:40]

〇会場:中央公民館1階

○参加団体:13団体(うち男性7名/女性6名)

[第一部 7名(男性2名/女性5名)/第二部 6名(男性5名/女性1名)]

②結果の総括

第1部:地域活動団体等

1. 所属する団体・企業において感じる男女差

■代表は男性が担っている場合が多い

- ・代表は男性が担う場合が現在も多い。(会員が女性のみの団体を除く)
- ・団体としては女性の代表を求めているが、責任を負うことに躊躇する等、なり手がいない。
- ・一人暮らし世帯が増えたことで、自治会の役員(組長)や行事(川刈り、道づくり)に女性の出役が増えてきてはいる。

■子育て・教育の場面は女性が中心

- · PTA参観等は、やはり女性(母親)が多い。
- ・子育ては女性中心という考え方が残っている。
- ・これまでに、男性が育児休暇を取ったケースは無い。

■受け手の反応が、男女で異なる場合がある

・関係機関へ事業等の協力依頼をする際等に、男性からの説明に比べ、女性からの説明の方が不満が出ることが多いと感じることがある。

■一方、日頃の活動の中では特に男女差を感じない団体もある

・アンケートに回答頂いた 11 団体中 5 団体は、"活動のなかで特に男女差を感じることはない" と回答。("男女差を感じることはない"と回答した 5 団体のうち、女性のみの団体が 3 団体)

■生まれ育った環境や、固定的性別役割分担意識が男女差をつくりだしている

・男女差をつくりだす要因として多かった意見は「生まれ育った環境」「固定的性別役割分担 意識」。

2. 男女共同参画社会の実現に必要だと思うこと

■男性の育児・家事への参加

- ・中学生ぐらいの年齢から調理教室や保育実習等実践的な体験ができる機会の創出。
- 家庭内での家事の分担。
- ・労働時間の短縮、超過勤務の是正。
- ・核家族化の進行により、男性の育児・家事への参加が増えている。

■多様な価値観・多様性を認める考え方を広める教育・研修機会の創出

- ・問題として気付いていない場合もある。
- ・高齢の方の意識は変わりにくいのではないか。
- 男性が参加しやすい工夫をしてほしい。
- ・子ども時代から「男の子は台所に立つな」等の教育を受けている場合がある。家庭での意識 の変革が必要。

■それぞれの長所の尊重

- ・男女の身体能力の違いや特徴を認める。
- ・男女の良さを尊重し、お互いを磨きあう気持ちが必要。

3. 団体・企業として取り組んでいること、取り組めること

- ・平日の夜開催だった会議を、女性も参加しやすい土日の昼へ変更したり、子ども連れも可能 な形で開催している。参加形態を変えたことで、参加者も増えている。
- ・これまで決まった女性社員が行っていたゴミ出しを当番制に変更。今後は職場のお茶出しも 平等に行うことを意識する等、小さなことからでもやっていきたい。
- ・食生活改善推進員協議会で実施している「男性調理実習会」は、興味を持っている方が増えている。現在参加者は固定されているが、さらに増えていけばよいと思う。

4. 広報・講習会の実施について

■特に男性の目に届く広報、参加しやすい講習会の実施が課題

- ・老人クラブでは、日頃の会合でも内容によって男女の参加率が異なる。(食事会、茶話会は女性、スポーツ関係は男性が多い等)男女共同参画については、男性の方が日頃意識していない方が多く、興味を持ってもらうのは難しいのではないか。
- ・男性は歳を取ると頑固になる方が多いので、チラシ等をもらっても読み流してしまうのではないか。
- ・男女ともに、映画等の目に見えるもの、感情移入できるものによる広報の方が、理解しやすいように思う。

総括

<問題点・課題>

- ○男女差なく活動している団体がある一方、"団体の代表は男性"、"子育て・教育は女性中心"等の意識が残っている場面もあります。
- ○男女差をつくりだす要因としては、「生まれ育った環境」や「固定的性別役割分担意 識」といった意見が多くあがっています。

<今後の対策>

■意識改革のきっかけづくり

多様な価値観や多様性を認める考え方を持つことが重要との意見が多くなっています。"男はこう""女はこう"という考えは、子ども時代から身に付くものでもあるため、教育の場面での周知や、男性も参加しやすい講習会のあり方を検討する等、意識変革のきっかけづくりが必要とされています。

■これまでの"あたりまえ"を変える取り組みの積み重ね

各団体においては、これまで慣習として定着していた運営体制や意識等を、徐々に変えていく取り組みが始められています。今後も、小さなことから積み重ね、継続した取り組みを進めることが重要となります。

第2部:地域活動団体、企業等

1. 所属する団体・企業において感じる男女差

■地域の代表は男性という意識

- ・家庭のことが気にかかる等の理由から、女性が会の代表になることには躊躇が生じる。
- ・長は男性が主だが、事業によっては女性が代表のものもあり、意見交換の機会も持てている。 意見を反映させることも多い。

■キャリアアップ*に対する意識

- ・管理職以上になりたいという女性が少ない。
- ・資格試験や労働時間の増加等がハードルとなり、正規職員になりたがらない女性も多い。

■体力面での男女差

- ・山林内の現場作業や、重機を伴う作業等における、体力的な男女差。
- ・消防団では、消火・水防活動が主となる事から、女性の団員が少ない。(平成27年度に初の女性団員が誕生)

2. 男女共同参画社会の実現に必要だと思うこと

■性差に関係なく適材適所で能力を発揮できる環境づくり

- ・体力の必要な現場作業においても、個人の能力を考慮し適材適所となるよう、労働の機会を 平等化することが必要。
- ・職場全体の性別役割分担意識の排除。

■家庭と仕事を両立できる環境整備

・労働時間の是正、有給取得の増加等、働きやすい職場環境の整備。

■子育て・介護に対するサポート体制の整備

- ・妊娠・出産に対する行政のサポート。
- ・女性の活躍推進のためには、子育て支援だけでなく、介護支援も必要。
- ・男性の家事・育児への参画の推進。

3. 様々な分野への女性の参画拡大に向けて

- ・消防団では、平成27年度に初の女性団員が誕生したが、「消防団=大変そう」というイメージが強く、なかなか希望者がいない。消火活動以外の活動分野において、役割を明確化するとともに、イメージの変革が必要。
- ・森林組合では、森林調査等は男女同じように現場に入って行っている。女性が活躍している 組合も多い。今後もオペレーターとして採用する等、積極的に受け入れていきたい方針である。
- ・重機を使う作業においては、有資格者は圧倒的に男性が多いため、現状として女性は少ない。

4. 男性の育児休業取得促進に向けて

- ・まずは、子育て・介護の環境整備が重要。補助金による援助も必要である。
- ・これまでに、育児休業を取得した前例のない企業においては、まずは短期の育児休暇の取得から入っていくのが良いのではないか。現在は、まだ男性が育児休業を取ることに対する環境が熟していないように感じる。
- ・今後対象となる人がいるため、就業規則のつくり直しを行った。最初は取りにくいと思うが、 きっかけをつくり、次の人にもつながるようにしていきたい。

5. 計画の策定について

- ・数値目標も大切だが、「目的」をはっきりさせて進めることが大切。
- ・男性の育児休業の取得等について、まずは公務員から始めるべきではないか。それが一般企業に広がるようにしてほしい。
- ・オピニオンの意識の向上が必要。大きな事業所では、育児休業を取った方の代わりを補充できるが、中小企業・零細企業は難しい。社会の雰囲気を改革することが必要。策定委員会にも一般の方をメンバーに加えることで、意識改革をしてほしい。

総括

<問題点・課題>

- ○地域や職場において、女性の代表や管理職には責任や労働時間が増すことから、自 らなりたがらない女性も多いとの意見があがっています。
- ○体力の必要な現場等においては、必然的な男女差が生じるとともに、女性の参画が 少ないことが現状です。
- ○女性の活躍を促進するためには、子育て・介護支援が重要との意見が多くなっています。また、男性の育児休業取得は前例がないことや、取りにくい雰囲気の職場もまだ多いようです。

<今後の対策>

■個々の能力に応じた労働機会の平等化

性別役割分担意識ではなく、個人の能力を考慮し、適材適所で活躍できる環境づくりが必要とされています。

■子育で・介護に対するサポート体制の充実

女性の社会参加を促進するためには、子育て・介護に対する支援が欠かせません。 家庭における男性の家事・育児等への参画推進とともに、行政のサポートの強化等 の環境整備も求められています。

■男性の育児休業取得促進のためのきっかけづくり

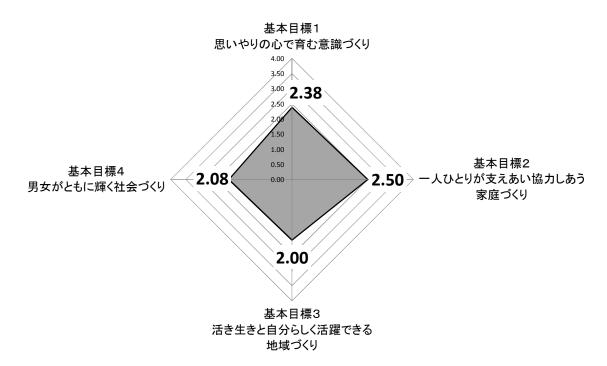
周囲の理解の向上が重要であり、職場内や地域で前例をつくる等、理解促進のためのきっかけづくりが必要とされています。

・「京丹波町男女共同参画計画」の取り組み状況

- 〇「京丹波町男女共同参画計画」の施策について、担当課ごとに関連施策の進捗状況評価を 実施しました。
- 〇進捗度評価の点数については、「評価基準」に基づき担当課が評価した結果を得点化した ものです。なお、1つの施策について、複数の課が評価を行っている場合は、各課の評価 した結果の平均としています。

得点	評価基準	
4	計画通り達成できた	
3	幾つか残されたものはあるが概ね取り組めた	
2	幾つかは取り組めたが全体的にはあまり進んでいない	
1	全く取り組めなかった	

〇「京丹波町男女共同参画計画」を構成する4つの基本目標別の進捗状況は以下の通りです。



- *全施策の平均は「2.24」となっています。これは、『計画した取り組みの幾つかは取り組め たが、まだ残されたものも多く、今後ともさらなる取り組みの推進が必要である』と統括で きます。
- *最も評価が高いのは「基本目標2 一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり」となり「2.50」です。
- *最も評価が低いのは「基本目標3 活き生きと自分らしく活躍できる地域づくり」となり「2.00」です。

〈主な成果・取り組みと今後の課題〉 ◇・・主な成果・取り組み ◆・・今後の課題

重点課題1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の充実

◇パンフレットやポスターの配布による啓発活動。

- ◆国や府、他の地域や団体の情報収集に取り組めなかった。
- ◆より多くの人の目に届く広報・啓発活動が必要。
- (2) 男女共同参画社会に対応した講座などの開催
- ◇「きらりセミナー」「きらりフォーラム」等の講座の開催。
- ◇町広報紙、ホームページ、チラシ等による幅広い情報提供の実施。
- ◇子育て世帯が参加しやすいよう、保育ルームの設置。
- ◆リーダー等の人材育成を目的とした講座等の開催には至っていない。
- ◆保育ルームを設置するも、子育て世帯の参加が少なく利用が少ない。
- ◆若い世代や男性も参加しやすい広報が必要。
- ◆町内行事の重複。
- (3)情報提供の拡充
- ◇強調月間や各運動週間等の広報。
- ◆強調月間や各運動週間等の広報の充実が必要。
- ◆町独自の広報紙やポスターの作成ができなかった。

重点課題2 多様なライフスタイルの選択を可能にする意識づくり

- (1) 家庭における意識づくりの推進
- ◆家庭における話しあいや意識づくりを推進する働きかけができなかった。
- (2) 地域における意識づくりの推進
- ◇健康づくり推進協議会における女性委員の意見が反映できる体制の構築(女性委員の割合3) ~5割)
- ◆固定的な性別役割分担意識の変革をめざした地域への働きかけが必要。
- (3)職場における意識づくりの推進
- ◇チラシ等を通じた啓発活動。
- ◆企業や事業所への働きかけを推進するための、ノウハウや仕組みの検討が必要。
- (4) 学校等における意識づくりの推進
- ◇互いを思いやる心や、性別にとらわれず個性を尊重した教育の推進。
- ◇子ども一人ひとりと関わりを持ち、発達を促す取り組みの実践。

重点課題3 あらゆる暴力を許さないまちづくり

- (1) 暴力をなくすための意識づくり
- ◇窓口での冊子等の配布。
- ◇関連機関と協力した個別のDⅤ相談への対応。
- ◆法律の周知ができていない。
- ◆セクハラ対策は企業・事業所に任せている状況。
- (2) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり
- ◇DVに限らない地域の見守り活動における、民生委員・児童委員や教育委員会等、各課との 連携による早期発見・対応。
- ◇「女性の相談窓□」の開設。
- ◇犯罪防止のための街頭啓発活動の実施。
- ◇防犯灯の設置への補助金の交付。(平成 25 年度からはLED電灯への更新についても対象拡充)
- ◇防犯カメラ2か所設置。(平成26年度)
- ◆児童・高齢者・虐待等、個別のケースに対応できるネットワークの形成が必要。

重点課題4 男女の性の尊厳の確立

- (1) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進
- ◇子宮がん・乳がん検診について、受診しやすい体制の構築。未受診者対策の実施。
- ◇健診結果等による健康課題に基づく健康講座を毎年2~3講座実施。
- ◆すべての健診の受診促進及び指導体制の強化が必要。
- (2) 妊娠・出産に関する支援
- ◇教材やパンフレットを通じた妊娠・出産に関する知識や重要性の普及・啓発。
- ◇出産前の交流を目的とした教室の実施。
- ◇母子手帳発行時における保健師の面接を必須で実施。
- ◇男性不妊、不育治療について、国の制度に準じた支援の実施。申請者も増加傾向。
- ◆限られた時間数のなかで、"子どもを産む・産まない"の選択についての知識普及まで至っていない。
- ◆出産前の交流を目的とした教室の参加数が少なく、目的を果たせなかった。
- (3) 性と健康に関する正しい知識の普及・啓発
- ◇性に関する正しい知識を身に付けるための学習機会の充実。
- ◇HIV、性感染症、飲酒・喫煙、薬物乱用等が健康に及ぼす影響についての啓発。
- ◆他課と連携した学習機会や、情報提供の充実が必要。

基本目標2 一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり

〈主な成果・取り組みと今後の課題〉

◇・・主な成果・取り組み ◆・・今後の課題

重点課題1 家庭における男女共同参画の推進

- (1) 家庭における学習機会の充実
- ◇乳幼児健診、乳児相談等の様々な場面を通じた子育でに関する情報提供。
- ◇学校の授業における、平等な立場での家事・子育て・介護に関する学習の充実。
- ◇講座等の開催。
- ◆家庭環境における男女共同参画に関する知識育成に向けた働きかけができていない。
- ◆男性、子育て世帯の講座への参加が少ない。
- (2) 男性の家事・育児・介護への参画の推進
- ◇講座等の開催による情報提供。
- ◇PTA行事等において、父親の存在等についての学習機会の設置。
- ◇子育て支援ハンドブックによる、「プレママ・プレパパ教室」での情報提供。
- ◆男性、子育て世帯の講座への参加が少ない。

重点課題2 多様なライフスタイルに対応した子育でと介護の環境づくり

- (1) 保育事業の充実
- ◇満 10 カ月から保育所での預かりの実施。
- (2)地域における子育て支援の充実
- ◇学童保育の開設・充実。
- ◇相談及び情報提供体制等の整備。
- ◇子育て支援ハンドブック、広報お知らせ版、子育て支援センター発行紙、ホームページ等に よる、子育て支援サービスの情報提供。
- ◇子育で終了世代の育児ボランティア登録を活用した体制整備。
- ◆自主的な子育て支援センターの立ち上げ支援が必要。
- ◆個別事業ごとの取り組みだけでなく、地域ぐるみの子育て支援環境の整備が必要。
- (3)介護体制の整備
- ◇農閑期における介護予防事業(筋トレ教室等)の実施。(平成 26 年度 14 か所、平成 27 年 度 20 か所)
- ◇必要な介護サービス量の確保とともに、介護給付適正化システムの活用等による給付の適正 化。
- ◇特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームの拡充等。
- ◆高齢化等に伴うニーズの増加や変化に対応できる適切なサービス確保が必要。
- (4)介護を支える人材の育成・確保
- ◇キャラバンメイト(ボランティア講師)57人により、認知症サポーター養成講座(認知症を 正しく理解する講座)延べ70回実施。(受講者延べ人数2,282人)
- ◇民生委員・児童委員との連携による情報提供、相談体制の整備。
- ◆個人情報の取り扱いの注意。

基本目標3 活き生きと自分らしく活躍できる地域づくり

〈主な成果・取り組みと今後の課題〉

◇・・主な成果・取り組み ◆・・今後の課題

重点課題1 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域活動に参加しやすい環境づくり
- ◇京丹波町牛涯学習通信「Tomorrow」等による地域活動内容の情報提供。
- ◇女性の積極的な参加を促進するため、女性の課題をテーマとした講演会の開催や、「預かり保 育コーナー」の設置。
- ◆地域活動に関する情報収集とともに、積極的な情報提供が不十分。
- ◆女性が参加しやすい環境づくりの充実が必要。

重点課題2 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

- (1) 審議会・委員会等への参画促進
- ◇平成 28 年度実績「地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等の女性の登用」27.9%、 「地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用」15.0%。
- ◇目標値 30%。(平成 28 年度)
- ◆積極的な女性の参画促進が不十分。
- ◆目標達成に向けた各担当課への働きかけが必要。
- (2) 人材発掘、人材育成の推進
- ◇「あったらいいなこんな食べ物コンテスト」や食の祭典等のイベントを通した地域で活躍す る女性の人材発掘、情報提供の実施。
- ◇子育て支援センター利用者との密な交流による人材発掘、育成。
- ◇講座等の開催。
- ◆積極的な参加を促すための、講座内容の検討・開催支援が必要。
- ◆人材発掘のための情報収集が不十分。

重点課題3 女性のチャレンジ支援

- (1) 女性の能力発揮を促すための支援の充実
- ◇京都府母子寡婦福祉連合会等との連携による、就業に関する技能・資格取得のための研修講 座情報の提供。
- ◆情報収集と積極的な情報提供が必要。
- (2) 女性の起業への支援
- ◇女性の起業促進や人材発掘に向けた「京丹波町起業セミナー」の実施。
- ◆情報収集と積極的な情報提供が必要。

〈主な成果・取り組みと今後の課題〉 ◇・・主な成果・取り組み ◆・・今後の課題

基本目標1 職場における男女共同参画の推進

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けた啓発
- ◇労働環境改善、労働に関する法律・制度について、各種啓発チラシやポスターによる情報提 供。
- ◆関係部署間の連携が不十分。
- (2) パートタイム労働者等の就労条件づくり
- ◇育児・介護休業法等の関連法令について、各種啓発チラシやポスターによる情報提供。
- ◆関係部署間の連携が不十分。
- (3) 男女の健康の保持・増進
- ◇国民健康保険関連での取り組みの実施。
- ◇事業所、市町村会議を通した労働者の健康に関する交流や、取り組みの共有。
- ◆関係部署間の連携が不十分。
- ◆企業・事業所への具体的な働きかけをめざしたノウハウ・仕組みの検討が必要。

基本目標2 仕事と家庭生活・地域活動の両立支援

- (1) 育児・介護休業制度の普及及び利用促進
- ◇育児・介護休業制度について、各種啓発チラシやポスターによる情報提供。
- ◆関係部署間の連携が不十分。
- (2)働く女性への支援
- ◇職業訓練、各種講座等に関する情報提供。
- ◇事業所、市町村会議を通じ、女性を含む労働者の健康に関する交流、取り組みの共有。
- ◇広報お知らせ版での求人情報の掲載、ハローワーク求人情報の窓口での情報提供。
- ◇チラシの配布。
- ◆情報提供の充実が必要。
- (3)農林業・商工自営業における男女共同参画の促進
- ◇チラシの配布。
- ◆関係部署間の連携が不十分。
- ◆共同参画、女性の経済的自立や経営への積極的参画についての啓発・意識付けが必要。
- ◆各事業所への具体的な働きかけができていない。

3 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正

平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

十一年十二月二十二日同 第百六十号

前文

第一章 総則 (第一条-―第十二条)

第二章 本的施策 男女共同参画社会の形成の促進に関する基 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八

附則

されている。 着実に進められてきたが、 な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、 下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々 我が国においては、日本国憲法に個 なお一層の努力が 人の尊重と法 必要と \mathcal{O}

我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく 実現は、緊要な課題となっている。 を十分に発揮することができる男女共同参画社会の 分かち合い、 上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も 少子高齢化の進展、 性別にかかわりなく、 国内経済活動の成 その個性と能力 熟化等

共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図 題と位置付け、 実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課 っていくことが重要である。 このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の 社会のあらゆる分野におい て、 男女

形成に関する取組を総合的か 理念を明らかにしてその方向を示し、 ここに、男女共同参画社会の形成についての基本 この法律を制定する。 地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の つ計画的に推進するた 将来に 向 かっ

第一章

(目的)

的とする。 社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目 基本となる事項を定めることにより、男女共同参画 に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 地方公共団体及び国民の責務を明らかにするととも 会を実現することの緊要性にかんがみ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社 画社会の形成に関し、 この法律は、男女の人権が尊重され、 基本理念を定め、 並びに国、 男女共同参 つ、

(定義)

第二条 の意義は、当該各号に定めるところによる。 この法律において、 次の各号に掲げ る用

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等 て、男女のいずれか一方に対し、 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男 共に責任を担うべき社会を形成することをいう。 的及び文化的利益を享受することができ、かつ、 れ、もって男女が均等に政治的、 ゆる分野における活動に参画する機会が確保さ 構成員として、自らの意思によって社会のあら 女間の格差を改善するため必要な範囲内におい 経済的、 当該機会を積 社会

(男女の人権の尊重)

極的に提供することをいう。

ならない。 第三条 人権が尊重されることを旨として、行 力を発揮する機会が確保されることその他の男女の 差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能 しての尊厳が重んぜられること、男女が性別による 男女共同参画社会の形成は、 男女の個 わ れ なけ ń

第四条 女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれ 択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、 割分担等を反映し 会における制度又は慣行が、 (社会における制度又は慣行についての 男女共同参画社会の形成に当たっては、 て、 男女の社会における活動の選 性別による固定的な役 配 慮

ければならない。響をできる限り中立なものとするように配慮されなが男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影があることにかんがみ、社会における制度又は慣行

(政策等の立案及び決定への共同参画)

として、行われなければならない。 第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成す 等、家族の介護その他の家庭生活における活動につ す、家族の介護その他の家庭生活における活動につ 当該活動以外の活動を行うことができるようにする 当該活動以外の活動を行うことができるようにする がつ、

(国際的協調)

(国の責務)

(地方公共団体の責務)

る。

な共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男

(国民の責務)

ればならない。
男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなけ社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の

(法制上の措置等)

上の措置その他の措置を講じなければならない。に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進

(年次報告等)

なければならない。 の形成の促進に関する施策についての報告を提出し会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共 社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共 た文書を作成し、これを国会に提出しなければなら た文書を作成し、これを国会に係る男女共同参画

基本的施策 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

(男女共同参画基本計画)

なければならない。

「男女共同参画基本計画」という。)を定め男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進

- いて定めるものとする。 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項につ
- の形成の促進に関する施策の大綱 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会
- 推進するために必要な事項 形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の
- 決定を求めなければならない。いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議のいて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の意見を聴
- について準用する。 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更

(都道府県男女共同参画計画等)

案して、当該都道府県の区域における男女共同参画第十四条(都道府県は、男女共同参画基本計画を勘

を定めなければならない。計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)社会の形成の促進に関する施策についての基本的な

- について定めるものとする。2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項
- 策の大綱 ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講
- を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域にお
- 画計画」という。)を定めるように努めなければならについての基本的な計画(以下「市町村男女共同参おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県3
- ない。 したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画

(施策の策定等に当たっての配慮)

成に配慮しなければならない。
及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社

(国民の理解を深めるための措置)

切な措置を講じなければならない。じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適第十六条(国及び地方公共団体は、広報活動等を通

(苦情の処理等)

ものとする。
策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるその他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女

(国際的協調のための措置)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

講ずるように努めるものとする。
参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同

第三章 男女共同参画会議

(設置)

議」という。)を置く。 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会

(所掌事務)

- 各大臣に対し、意見を述べること。 要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必
- び関係各大臣に対し、意見を述べること。 に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進

(組織

もって組織する。 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内を

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

議長は、 会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 総理大臣が指定する者 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、 閣
- する者のうちから、 男女共同参画社会の形成に関し優れ 内閣総理大臣が任命する者 た識見を有
- の総数の十分の五未満であってはならない 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員
- 方の議員の数は、 \mathcal{O} 四未満であってはならない。 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一 同号に規定する議員の総数の十分
- 4 第一項第二号の議員は、 非常勤とする。

(議員の任期)

残任期間とする。 年とする。 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二 。ただし、 補欠の議員の任期は、 前任者の

前条第一項第二号の議員は、 再任されることが

(資料提出の要求等)

第二十七条 とができる。 対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提 に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に 意見の 開陳、 会議は、 説明その その所掌事務を遂行するため 他必要な協 力を求め るこ

要があると認めるときは、 者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (政令への委任) 会議は、 その所掌事務を遂行するために特に 前項に規定する者以外の 必

織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事 第二十八条 政令で定める この章に定めるもののほか、会議の組

|期日|

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

男女共同参画審議会設置法(平成九年法律

廃止する

二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、 同一性をもって存続するものとする。 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 議会設置法(以下 前条の規定による廃止前の男女共同参画審 「旧審議会設置法」という。)第一

する。 規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 議会の委員としての任期の 四条第二項の規定により任命された男女共同参画審 されたものとみなされる者の任期は、 されたものとみなす。この場合において、その任命 三条第一項の規定により、審議会の委員として任命 の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十 第一項の規定により任命された男女共同参画審議会 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 残任期間と同一の 同条第二項の 兀

会の会長の職務を代理する委員として指名されたも として定められ、 の会長である者又は同条第三項の規定により指名さ 第一項の規定により定められた男女共同参画審議会 のとみなす。 日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長 れた委員である者は、 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五 又は同条第三項の規定により審議 それぞれ、 この法律の施行の

(施行期日) 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

第一条 に定める日から施行する。 する。ただし、 (平成十一年法律第八十八号) この法律は、内閣法の一部を改正する法律 次の各号に掲げる規定は、 の施行の日から施行

公布の日 第二十三条、 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、 第二十八条並びに第三十条の規定

(委員等の任期に関する経過措置

第二十八条 の他の職員である者(任期の定めのない者を除く。) に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員そ この法律の施行の日の前 日において次

満了する。めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日にめたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日にの任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

別に法律で定める。か、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、第三十条 第二条から前条までに規定するもののほ

受) 抄
则 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十

(施行期日)

る。 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、

(以下略)

4. 世界、国、京都府の動き(年表)

		世界の動き	日本の動き	京都府の動き
197	5年(昭50)	・国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催	
国連	1977年 (昭 52)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館	・女性政策担当窓口設置 ・京都府婦人関係行政連絡会設置 ・京都府婦人問題協議会設置
婦	1979 年 (昭 54)	・国連第 34 回総会「女子差別 撤廃条約」採択		・京都府婦人大学開設 ・京都府婦人対策推進会議設置
人の	1980年(昭55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動 プログラム」採択		
十年	1981 年 (昭 56)		•「国内行動計画後期重点目標」 策定	・京都府婦人の船実施・「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定
	1982 年 (昭 57)			・京都府立婦人教育会館開館 ・京都府婦人海外研修実施
	1985 年 (昭 60)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界 会議(西暦2000年に向けての)婦 人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略」採択	・国籍法改正 ・男女雇用機会均等法公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・国連婦人の十年最終年記念大会 - 京都女性のフォーラム '85-開催
198	6年(昭61)		・婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議 開催	
198	7年 (昭 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国 内行動計画」策定	京都婦人関係行政推進会議発足京都府婦人問題検討会議設置
198	9 年(平元)		・学習指導要領改訂(高等学 校家庭科の男女必修等)	・「KYO のあけぼのプラン」策定 ・女性政策課設置 ・女性政策推進本部設置 ・京都府女性政策推進専門家会議 設置 ・KYO のあけぼのフェスティバル開催 ・京都府あけぼの賞創設
199	0年(平2)	・国際婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロと、将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
199	1年(平3)		• 育児休業法公布	
199	3年(平5)	・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 採択		
199	4年(平6)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置	
199	5年(平7)	・第4回世界女性会議-平等、 開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正(介護休業 制度の法制化)	・「京の女性史」発刊
199	6年(平8)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」 策定	・「KYOのあけぼのプラン」改定 ・京都府女性総合センター設置
	7年(平9)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・男女雇用機会均等法改正 ・男女共同参画社会基本法公布、	
	9年(平11)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」	・男女共同参画任芸基本伝公布、 施行 ・「男女共同参画基本計画」閣	
200	0年(平12)	開催(ニューヨーク)	議決定	

	世界の動き	日本の動き	京都府の動き
2001年(平13)		・男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方 針について」閣議決定	・「新 KYO のあけぼのプラン」 策定
2003年 (平15)		・「女性のチャレンジ支援策の推進 について」男女共同参画推進 本部決定 ・次世代育成支援対策推進法 公布、施行	
2004年(平16)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正及び同法に基づく基本方針策定	・京都府男女共同参画推進条例施行 ・京都府男女共同参画審議会設置 ・女性チャレンジ相談開設 ・女性チャレンジネットワーク会議開催
2005年(平17)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーケ)	・「男女共同参画基本計画(第 2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンシ゛支援プ・ラン」策 定	・審議会意見書「京都府におけるチャレンジ・支援方策について」 ・女性チャレンジ・オフィス開設 ・「女性発・地域元気力わくわく プ・ラン」策定
2006年 (平18)		・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女 共同参画推進本部決定 ・男女雇用機会均等法改正	・「配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・自立支援に関 する計画」策定 ・女性の再就職支援開始
2007年 (平19)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針」策定	・「新 KYO のあけぼのプラン後期施策」策定・地域女性チャレンジオフィス開設・地域女性わくわくスポット設置
2008年(平20)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	・女性政策課を男女共同参画課 に改称 ・京都府女性総合センターを京都 府男女共同参画センターに改称 ・ワーク・ライフ・ハ、ランス推進コーナー開設
2009年(平21)		・男女共同参画のシンボルマーク決定・DV 相 談ナビ開設	・「配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護・自立支援に関 する計画」改定 ・新計画検討部会設置 ・「男女共同参画に関する意識調 査」実施
2010年(平22)		・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・ 育児・介護休業報改正	・京都府家庭支援総合センター開所 ・マザーズジョブカフュ開設 ・「京都仕事と生活の調和行動計 画」策定 ・「子育て期の多様な働き方モデル創造プラン」策定
2011年(平23)			「KYOのあけぼのプラン(第3次)」策定・マザーズジョブカフェ北部サテライト開設・京都ワーク・ライフ・バランスセンター開設
2012年 (平24)			・京都女性起業家賞(アントレプレナー)開始
2013年 (平 25)		・日本再興戦略において「女性 の活躍促進」が成長戦略の中核 に位置づけ ・配偶者暴力防止法改正	・「京都仕事と生活の調和行動計 画(第2次)」策定
2014年(平26)		・輝く女性応援会議開催 ・すべての女性が輝く社会づく り本部設置 ・「すべての女性が輝く政策パッ ケージ」策定 ・男女雇用機会均等法改正	・北京都ジョブパークマザーズジョブ カフェ開設 ・「配偶者等からの暴力の防止及 び被害者の保護・自立支援に関 する計画(第3次)」策定 ・輝く女性応援会議 in 京都開 催
2015年(平27)		・女性活躍推進法施行 ・「女性活躍加速のための重点方 針 2015」決定 ・「第 4 次男女共同参画基本計 画」閣議決定	・輝く女性応援京都会議発足、 行動宣言採択 ・ 京都性暴力被害者ワンストップ相 談支援センター(愛称:京都 SARA(サ ラ))開所